



2025.12

季刊情報誌

# NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



幸せなクリスマスと新年のご多幸をお祈り申し上げます。

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

本年も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司  
2025年12月



中国祝日—2026年

- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| 元旦  | 1月1日(木曜日)から3日(土曜日)までの3連休   |
| 春節  | 2月15日(日曜日)から23日(月曜日)までの9連休 |
| 清明節 | 4月4日(土曜日)から6日(月曜日)の3連休     |
| 労働節 | 5月1日(金曜日)から5日(火曜日)までの5連休   |
| 端午節 | 6月19日(金曜日)から21日(日曜日)までの3連休 |
| 中秋節 | 9月25日(金曜日)から27日(日曜日)までの3連休 |
| 国慶節 | 10月1日(木曜日)から7日(水曜日)までの7連休  |



# 目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

## 04 業界観察

- 2026年より中国における特許電子文書はXML形式での提出が必須化
- 新たに改正された『中国専利審査指南』、2026年1月1日より施行
- 中国国家知識産権局の新たな商標オンライン出願システムが稼働開始
- 『中国商標法』改正が間近
- 『2025年版グローバル・イノベーション・インデックス』で中国が初めて世界トップ10入り

## 16 サービスソリューション

- 中国における特許ライセンス紛争への対応に関する考察と模索

## 21 典型事例紹介

- 中国裁判所の知的財産権事件の法律適用問題に関する年次報告(2024)概要

## 34 実務動向

- 中国商標形式審査基準を強化
- 2026年の中国本土・香港・マカオ・台湾の祝日

## 36 当社ニュース

- Panawellは2025年FICPI世界大会に参加

## 2026年より中国における特許電子文書はXML形式での提出が必須化

国家知識産権局は2025年11月12日、「拡張可能なマークアップ言語（XML）形式による特許電子文書の提出の全面的実施に関する通知」を発表し、以下の点を明確にした。2026年1月1日（当日を含む）以降、電子形式で特許出願、復審請求、無効審判請求および関連手続きを行う場合は、XML形式で特許電子文書を提出しなければならない。国家知識産権局はXML形式以外の特許電子文書を受け付けなくなる。

ヌクレオチドまたはアミノ酸配列表に関してWIPO標準ST.26が適用される場合を除き、XML形式の文書はすべて国家知識産権局が発表したデータ標準に適合しなければならない。特許電子文書のデータ標準規範、XML形式変換ツールおよびユーザー操作マニュアルは、特許業務処理システム（<http://cponline.cnipa.gov.cn>）の「ツールのダウンロード」から入手可能である。

また、本通知では、当事者および特許代理機関はXML形式の文書の提出要件に従い、品質管理を徹底し、文書確認義務を真摯に履行し、提出するXML形式の文書が正確かつ完全であることを確保しなければならないと述べられている。XML形式変換によりファイルエラーが生じた場合、十分な証拠を提供できる場合に限り、救済措置が認められる。

出典：国家知識産権局

## 新たに改正された『中国専利審査指南』、2026年1月1日より施行

2025年11月10日、中国国家知識産権局は『「専利審査指南」の改正に関する決定（局令第84号）』を公布した。改正後の『専利審査指南』は2026年1月1日より施行される。

今回の改正は、『専利審査指南』の5つの「部分」の計23章に及び、具体的には以下の内容を含む。

### 一. 第一部分第一章第4.1.2節「発明者」の改正について

（一）第1段落を次のように改正：『専利法実施細則』第14条の規定により、発明者とは発明創造の実質的特徴に対して創造的貢献をした者を指す。虚偽の発明者を記載してはならない。専利審査手続きにおいて、審査官は通常、請求書に記載された発明者が当該規定に適合するか否かについて審査を行わないが、請求書に記載された発明者が当該規定に適合しないことを示す証拠がある場合はこの限りではない。

（二）第2段落を次のように改正：発明者は個人（すなわち自然人）でなければならない。請求書にはすべての発明者の身元情報を記載し、その情報の真実性を確保しなければならない。請求書には団体または集団、および人工知能の名称を記載してはならない。例えば、「〇〇研究グループ」または「人工知能〇〇」などと記載してはならない。

### 二. 第一部分第一章第4.1.6節「専利代理機関、専利代理人」の改正について

(一)規定を新規追加：専利代理機関は、請求書に記載された出願人の身元情報と連絡先を確認しなければならない。この『ガイドライン』に基づき、許諾の両方の当事者は、商標使用許諾契約に、商標の基本情報、商品またはサービスの項目情報、許諾の使用形態、許諾期間、許諾の種類および制限、商品の品質保証、違約責任、その他の事項について明確に合意することができる。

(二)『専利代理条例』の規定を新規引用：専利代理機関と専利代理人は、自己の名義で専利を出願したり、専利権の無効宣告を請求したりしてはならない。

### 三. 第一部分第一章第6.2節「優先権の主張」の改正について

規定を新規追加：分割出願の親出願で優先権を主張していたが、出願人が分割出願時に請求書で当該優先権の主張を宣言しなかった場合、分割出願は当該優先権を主張していないものとみなされ、審査官は「優先権未主張通知書」を発行しなければならない。

### 四. 第二部分第三章第6節「同一の発明創造に対する処理」第6.2.2小節の改正について

最後の段落を次のように改正：同一の出願人が同日（出願日のみを指す）に同一の発明創造について実用新案権と発明専利の両方を出願した場合、『専利法実施細則』第47条の規定に基づき、出願時に同一の発明創造についてすでに別の専利を出願している旨をそれぞれ説明しなければならない。説明しなかった場合、『専利法』第9条第1項の規定（同一の発明創造に対して一つの専利権のみを付与できる）に従って処理する。説明を行った場合、

発明専利出願の審査において拒絶理由が認められないときは、出願人に対し所定の期間内に実用新案権を放棄する旨の声明を行うよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、発明専利権を付与する決定を行い、発明専利権の付与を公告する際に出願人の実用新案権放棄声明を併せて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、当該発明専利出願を拒絶しなければならない。出願人が期限までに回答しなかった場合、当該発明専利出願を取り下げたものとみなす。出願人がすでに付与された実用新案権を放棄する場合、審査意見通知書への回答時に実用新案権放棄の書面による声明を添付しなければならない。その際、権利付与条件を満たし、まだ権利付与がされていない発明専利出願に対しては、権利付与通知書を発行するとともに、上記の実用新案権放棄の書面による声明を関連審査部門に転送し、専利局が登録および公告を行い、公告には、上記の実用新案権が発明専利権の付与公告の日をもって消滅する旨を明記する。

### 五. 第二部分第四章「創造性（進歩性）」第6.4節の改正について

次のように改正：発明が創造性を有するか否かは、保護を求める発明に対して判断されるものであるため、発明の創造性の評価は、特許請求の範囲で限定された技術的解決手段に対して行わなければならない。創造性を判断する際には、特定の技術的特徴が創造性を有するか否かを評価するのではなく、特許請求の範囲で限定された技術的解決手段全体を評価対象とし、すなわち技術的解決手段全体が創造性を有するか否かを評価しなけ

ればならない。

発明が先行技術に対して貢献する技術的特徴、例えば発明に予期せぬ技術的效果をもたらす技術的特徴や、発明が技術的偏見を克服することを反映する特徴は、特許請求の範囲に記載しなければならない。そうでなければ、たとえ明細書に記載されたとしても、発明の創造性を評価する際には考慮しない。技術的課題の解決に貢献しない特徴は、たとえ特許請求の範囲に記載されたとしても、通常、技術的解決手段の創造性に影響を与えることはない。

【例】 カメラに関するある発明において、発明が解決しようとする技術的課題は、より柔軟なシャッター制御をいかに実現するかであり、この技術的課題は、カメラ内部の関連機械・回路構造を改良することによって解決されたものである。審査官が特許請求の範囲に創造性がないと指摘した後、出願人は特許請求の範囲に、カメラ筐体の形状、ディスプレイのサイズ、バッテリー収納部の位置などの特徴を追加した。明細書には、特許請求の範囲に新たに追加された特徴が前述の技術的課題の解決と何らかの関連性があることを説明しておらず、これらの追加された特徴は、特許請求の範囲の主題自体が暗黙的に有する一般的な構成部分であるか、当業者が通常の技術知識と一般的な実験手段に基づいて得られるものであり、出願人はこれらの技術的特徴が保護を求める技術的解決手段に何らかのさらなる技術的效果をもたらすことを証明する証拠または十分な理由を提供していない。したがって、上記の技術的特徴は、前述の技術的課題の解決に貢献せず、保護を求める技術的解決手段に創造性をもたらすことはない。

六.第二部分第九章第6節「アルゴリズム的特徴またはビジネスルール・方法的特徴を含む発明専利出願の審査に関する規定(元のタイトル)」の改正について

(一)本節のタイトルを次のように改正:人工知能、ビッグデータなどアルゴリズム的特徴またはビジネスルール・方法的特徴を含む発明専利出願の審査に関する規定。

(二)第6.1節を次のように改正:審査は、保護を求める解決手段、すなわち特許請求の範囲で限定された解決手段を対象に、必要に応じて明細書の内容を対象に行わなければならない。審査においては、技術的特徴とアルゴリズム的特徴またはビジネスルール・方法的特徴などを単純に分断してはならず、特許請求の範囲に記載されたすべての内容を全体として、その中に含まれる技術的手段、解決しようとする技術的課題および得られる技術的效果を分析しなければならない。

(三)第6.1.1節「『専利法』第5条第1項に基づく審査」を新規追加:アルゴリズム的特徴またはビジネスルール・方法的特徴を含む発明専利出願において、その中のデータ収集、タグ管理、ルール設定、推薦決定などが法律、公衆道徳に反し、または公共の利益を害する内容を含む場合、『専利法』第5条第1項の規定に基づき、専利権を付与してはならない。

(四)第6.2節に「アルゴリズム的特徴またはビジネスルール・方法的特徴を含む発明専利出願が、法律、公衆道徳に反し、または公共の利益を害する場合、専利権を付与してはならない」との規定を新規追加し、当該規定が適用される状況を説明するため、2つの事例を追加した。

(五)第6.3.1節第1段落を次のように改正：  
アルゴリズム的特徴またはビジネスルール・方法的特徴を含む発明専利出願の明細書は、発明がその技術的課題を解決するために採用した解決手段を明確かつ完全に記載しなければならない。前述の解決手段は、技術的特徴を含むことを基礎とし、さらに技術的特徴と機能的に相互に支持し、相互作用関係にあるアルゴリズム的特徴またはビジネスルール・方法的特徴を含み得る。人工知能モデルの構築または学習に関わる場合、通常、明細書にモデルに必要なモジュール、階層または接続関係、学習に必要な具体的手順、パラメータなどを明確に記載しなければならない。特定分野またはシナリオにおける人工知能モデルまたはアルゴリズムの応用に関わる場合、通常、明細書にモデルまたはアルゴリズムがいかに特定分野またはシナリオと連携するか、アルゴリズムまたはモデルの入力・出力データが内在的な関連性を示すためにいかに設定されるかなどを明確に記載し、これにより、当業者が明細書に記載された内容に基づいて当該発明の解決手段を実現できるようにしなければならない。

## 七.第二部分第九章第7節「ビットストリームを含む発明専利出願の審査に関する規定」の新設について

この新たな節の内容は以下の通りである。

ストリーミングメディア、通信システム、コンピュータシステムなどの応用分野において、各種のデータは一般的にビットストリームの形式で生成、保存、伝送などが行われる。本節は、『専利法』およびその実施細則の規定に基づき、ビットストリームを含む発明専利出願の保

対象の審査、明細書および特許請求の範囲の作成について具体的な規定を設けることを目的とする。

### 7.1 保護対象の審査

#### 7.1.1 『専利法』第25条第1項第2号に基づく審査

ある特許請求の範囲の主題が単なるビットストリームにのみ関わる場合、当該特許請求の範囲は『専利法』第25条第1項第2号に規定される知的活動の規則および方法に該当し、専利保護の対象とはならない。例えば、「ビットストリームであり、その特徴は、構文要素A、構文要素B、……を含むことである」というもの。

ある特許請求の範囲が、その主題名称を除き、それを限定するすべての内容が単なるビットストリームにのみ関わる場合、当該特許請求の範囲は『専利法』第25条第1項第2号に規定される知的活動の規則および方法に該当し、専利保護の対象とはならない。例えば、「ビットストリームを生成する方法であり、その特徴は、当該ビットストリームが構文要素A、構文要素B、……を含むことである」というもの。

#### 7.1.2 『専利法』第2条第2項に基づく審査

デジタルビデオ符号化・復号の技術分野において、通常、ビデオデータはビデオ符号化方法を通じてビットストリームを生成し、ビットストリームはビデオ復号方法を通じてビデオデータを生成する。あるビットストリームを生成する特定のビデオ符号化方法が『専利法』第2条第2項に規定される技術的解決手段に該当する場合、当該特定のビデオ符号化方法

によって限定される、当該ビットストリームを保存または伝送する方法、および当該ビットストリームを保存するコンピュータ読み取り可能な記録媒体は、保存または伝送リソースの最適な配置などを実現し得るため、当該特定のビデオ符号化方法によって限定される保存または伝送の方法およびコンピュータ読み取り可能な記録媒体は、『専利法』第2条第2項に規定される技術的解決手段に該当し、専利保護の対象となる。

## 7.2 明細書および特許請求の範囲の作成

### 7.2.1 明細書の作成

特定のビデオ符号化方法によって生成されたビットストリームを含む発明専利出願の明細書において、当該特定のビデオ符号化方法について明確かつ完全に説明し、当業者が実現できる程度としなければならない。保護主題が当該ビットストリームを保存または伝送する方法、および当該ビットストリームを保存するコンピュータ読み取り可能な記録媒体に関わる場合、明細書において、さらに特許請求の範囲を支持する対応する説明を行わなければならない。

### 7.2.2 特許請求の範囲の作成

特定のビデオ符号化方法によって生成されたビットストリームを含む発明専利出願については、保存方法、伝送方法およびコンピュータ読み取り可能な記録媒体に関する特許請求の範囲として作成することができる。この種の特許請求の範囲は、一般的に、当該ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化方法の特許請求の範囲を基礎とし、当該特定のビデオ符号化方法の特許請求の範囲を引用する方法、または当該特定のビデオ符号化方法のすべての特徴を含む方法によって作成しなけ

なければならない。

## 八. 第二部分第一章「専利権を付与しない出願」第4.4節「動物と植物の品種」の改正について

第1段落を次のように改正：動物と植物は生命のある物体である。『専利法』第25条第1項第4号の規定に基づき、動物と植物の品種には専利権を付与することができない。『専利法』でいう動物には人は含まれず、前述の動物とは、自ら合成できず、自然界の炭水化物およびタンパク質を摂取することによってのみ生命を維持する生物を指す。『専利法』でいう植物の品種とは、人為的な選抜育種または発見を経て改良され、形態的特徴と生物学的特性が一致し、遺伝的形質が比較的安定している植物集団を指す。動物と植物の品種は、『専利法』以外の他の法令によって保護することができ、例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』によって保護を与えることができる。

## 九. 第二部分第十章第9節「バイオテクノロジー分野における発明専利出願の審査」の改正について

(一) 第2段落を次のように改正：用語「動物」の定義については、本部分第一章第4.4節の規定を適用する。用語「植物」とは、光合成により、水、二酸化炭素および無機塩などの無機物から炭水化物、タンパク質を合成して生存を維持し、通常移動しない生物を指す。ここでいう動物と植物は動物と植物の各分類単位、例えば界、門、綱、目、科、属、種などであってもよい。

(二)第9.1.2.3節の最後の2段落を次のように改正:自然界から発見され、技術的に処理されていない、天然に存在する野生植物は、『専利法』第25条第1項第1号に規定される科学的発見に該当し、専利権を付与することができない。ただし、野生植物が人為的な選抜育種または改良を経て、産業上の利用価値がある場合、当該植物自体は科学的発見の範囲には属さない。本部分第一章第4.4節に述べる「植物の品種」の定義に基づき、人為的な選抜育種または発見された野生植物に改良を加えて得られた植物およびその繁殖材料が、その集団において一致した形態的特徴と生物学的特性または比較的安定した遺伝的形質を有しない場合、それは「植物の品種」とは認められないため、『専利法』第25条第1項第4号に規定される範囲には属さない。

(三)第9.1.2.4節を次のように改正:遺伝子組み換え動物または植物は、遺伝子工学における組換えDNA技術などの生物学的方法によって得られた動物または植物である。もしそれ自体が依然として本部分第一章第4.4節で定義される「動物の品種」または「植物の品種」の範囲に属する場合、『専利法』第25条第1項第4号の規定に基づき、専利権を付与することができない。

## 十.第三部分第一章「中国国内段階に移行した国際出願の予備審査と事務処理」第5.2.3.2節の改正について

「後の出願の出願人が、先の出願の出願人からの譲渡、贈与や他の方式の権利移転により優先権を享有する場合」については、出願人が国際段階においてすでに要件を満たした優先権享有の声明を行っていることを除き、出願人は対応する証明書類を提出しなければ

ならない。証明書類は、先の出願の全出願人による署名または捺印がなされたものでなければならない。

## 十一.第三部分第一章第7.3節「その他の特別費用」の改正について

「ヌクレオチドおよび/またはアミノ酸配列表が明細書の独立した部分として400ページを超える場合、当該配列表は400ページとして計算する」という規定を削除した。

## 十二.第五部分第二章「専利費用」第1節の改正について

「出願附加費」について規定を新規追加:規定の形式で提出されたコンピュータ読み取り可能形式の配列表については、ページ数を計算しない。

## 十三.第四部分「復審と無効審判請求の審査」第一章第6.2節「審決の構成」の改正について

(一)「審決は……を含む」を「審決は通常……を含む」に改正した

(二)「拒絶査定を取り消しに関する復審決定については、事件名を簡略化または省略することができる」という記述を削除した。

## 十四.第四部分第三章「無効審判請求の審査」第2.1節「一事不再理の原則」の改正について

第1段落を次のように改正:すでに審決がなされた無効審判事件に関わる専利権について、同一または実質的に同一の理由および証拠をもって無効審判を再度請求した場合、受理および審理を行わない。

## 十五. 第四部分第三章第3.2節「無効審判請求人の資格」の改正について

「無効審判請求を受理しない場合」に、第2号を新規追加：無効審判請求が請求人の真意に基づく意思表示でない場合。

## 十六. 第四部分第三章第3.3節「無効審判請求の範囲および理由と証拠」の改正について

第3号を次のように改正：復審および無効審理部がある専利権について無効審判請求の審決を行った後、同一または実質的に同一の理由および証拠をもって無効審判を再度請求した場合は受理しない。ただし、前述の理由または証拠が期限などの理由により前述の審決で考慮されなかった場合を除く。

## 十七. 第四部分第三章第4.6節「無効審判手続きにおける専利書類の補正」の改正について

第4.6.4節「補正文書の提出」を新規追加：専利権者が特許請求の範囲を補正する場合、一括置換がなされた文書と補正対照表を提出しなければならない。専利権者が同一の無効審判請求の審理手続きにおいて提出した複数の補正文書がすべて本章第4.6.3節の規定に適合する場合、最後に提出された補正文書を基準とし、その他の補正文書は審査の基礎としない。

## 十八. 第五部分第二章第4.2.1節「当事者が返還を請求できる状況」の改正について

(一) 以下の状況を追加：

- 専利局が発明専利出願の実体審査段階移行通知書を発行する前に、専利出願が取り下げられたものとみなされ、分割出願が提出されなかったものとみなされ、または専利出願取り下げの声明が承認された場合、当事者はすでに納付した実体審査手数料に対して返還

請求を行うことができる。

- 当事者は、専利権が消滅した後、または専利権の全部無効の決定が公告された後に納付した年間手数料に対して返還請求を行うことができる。

- 権利回復請求の審査手続きが開始された後、専利局が権利回復を認めない決定をした場合、当事者はすでに納付した権利回復請求手数料および関連費用に対して返還請求を行うことができる

(二) 第4.2.1.2節「専利局が主動的に返還する状況」を削除した。

## 十九. 第五部分第七章第8節「審査の順序」の改正について

(一) 第8.1節に段落を新規追加：出願人は専利出願に対し、必要に応じて優先審査、快速審査または遅延審査を請求することができる。

(二) 第8.3節「快速審査」を新規追加：国家級知識産権保護センターまたは快速権利保護センターによる予備審査を経て提出された専利出願で、快速審査関連規定に適合するものは、快速審査を行うことができる。

## 二十. 第五部分第八章第1.3.2.6節「専利権存続期間の補償」の改正について

以下のように改正：専利権存続期間補償の公表項目には、主分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、原専利権満了消滅日、現専利権満了消滅日を含む。医薬品の専利権存続期間補償の公表項目には、主分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名称および承認された適応症、原専利権

満了消滅日、現専利権満了消滅日を含む。

## 二十一.第五部分第八章第1.3.2.7節「専利実施許諾契約届出の効力発生、変更および取り消し」の改正について

以下のように改正：

専利実施許諾契約届出の効力発生時の公表項目には、主分類番号、専利番号、届出番号、許諾者、被許諾者、発明名称、出願日、発明公告日、権利付与公告日、許諾種類（独占、排他、通常）、届出日を含む。専利実施許諾契約届出変更の公表項目には、主分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更項目（許諾種類、許諾者、被許諾者）および変更前後の内容を含む。専利実施許諾契約届出抹消の公表項目には、主分類番号、専利番号、届出番号、許諾者、被許諾者、許諾契約届出解除日を含む。

## 二十二.第五部分第九章第1.2.1節「専利証書の構成」の改正について

最後に1段落を追加：国際出願または分割出願について、専利証書に記載される専利出願日時点の発明者または考案者の氏名、出願人の氏名または名称は、国際出願が中国国内段階に移行した時点または分割出願が提出された日時点の発明者または考案者の氏名、出願人の氏名または名称を指す。

## 二十三.第五部分第九章第2.2.1節「専利付与過程における合理的な遅延」の改正について

合理的な状況を新規追加：復審請求人が述べた新たな理由または提出した新たな証拠に基づき、拒絶査定を取り消す復審手続。

なお、改正後の『審査指南』では、アルゴリズム的特徴またはビジネスルール・方法的特徴を含む発明専利出願の審査基準および出

願書類の作成方法、ビットストリームを含む発明専利出願の特許請求の範囲の作成方法などについて、審査例も提供している。

出典：国家知識産権局

## 中国国家知識産権局の新たな商標オンライン出願システムが稼働開始

国家知識産権局商標局（CNIPA）は2025年10月20日、新たな商標オンライン出願システムの稼働を正式に開始した。本システムは、主にユーザー管理システムの最適化、モバイル端末機能の新設、および多数の業務処理能力の追加が図られている。

### 1.ユーザー管理システムの最適化

アップグレードされた商標オンライン出願システムは、国家知的財産権公共サービスプラットフォームの統一身分認証システムとの連携を実現した。ユーザーはログイン後、権限範囲に応じて、商標、特許、地理的表示など多数のサービスを処理でき、各システム間で切り替える必要がなくなり、ユーザーシステムの一元的な登録と管理を実現している。また、ユーザーと代理機関による案件管理・提出を容易にするため、新システムでは検索、仮保存、一括提出などの機能が追加され、業務処理効率が大幅に向上した。

### 2.モバイル端末機能の新設

ミニプログラム「国家知識産権局商標局オンラインサービス」が同時に導入され、主にQRコード認証、出願業務照会、電子文書受領、

費用納付、電子領収書ダウンロードなどの機能が含まれている。

### 3. 新たに開始された業務

新システムの稼働後、既存業務に加えて、商標登録拒絶復審請求、登録商標取消復審請求、登録商標無効審判復審請求、商標質権登録申請、商品・サービスの一般名称となった登録商標の取消請求などの業務のオンライン処理が新たに追加された。商標局は、今後も段階的に商標業務のオンライン処理の範囲を拡大し、商標オンラインサービスの効率を一層高める方針を示した。

出典：国家知識産権局

## 『中国商標法』改正が間近

国家知識産権局（CNIPA）は2023年1月13日、社会各界に『中華人民共和国商標法改正草案（意見募集稿）』を公表した。約3年後、国務院は2025年11月14日の会議で『商標法（改正草案）』を審議して可決し、草案を全国人民代表大会常務委員会の審議に付すことを決定した。国務院会議では、法律に基づいて商標の管理と保護を強化し、商標が経済社会の発展を促進する役割を十分に発揮させなければならないと指摘した。

『改正草案』の内容はまだ公開されていないものの、以前に国家知識産権局が公表した『改正草案（意見募集稿）』によれば、今回の商標法改正は主に、商標使用義務制度の強化、重複出願の禁止の基本原則の確立、商標の悪意ある出願に対する規制強化、悪意あ

る先取り出願に関する民事賠償責任の新設、悪意により先取り出願された商標の強制的移転制度の確立、悪意ある訴訟に対する逆賠償制度の導入、商標専用権の行使範囲の明確化、記述的使用に関する規定の整備、自己の氏名・名称・住所の善意的な使用や指示的使用などの正当な使用の事例の追加といった側面に焦点を当てているものと見られる。

出典：国家知識産権局

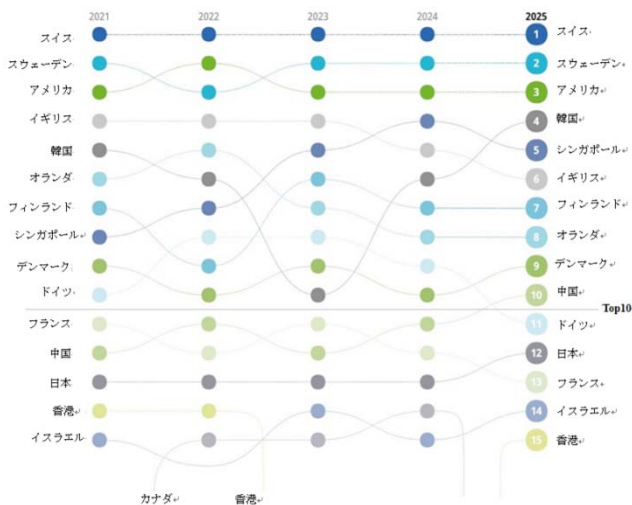
## 『2025年版グローバル・イノベーション・インデックス』で中国が初めて世界トップ10入り

2025年9月16日、世界知的所有権機関（WIPO）は『2025年版グローバル・イノベーション・インデックス』（以下『報告書』という）を発表した。スイス、スウェーデン、アメリカ、韓国、シンガポールがトップ5を占め、イギリス、フィンランド、オランダ、デンマーク、中国が6位から10位までを占めた。スイスは15年連続で1位を維持し、中国は初めて世界トップ10入りを果たした。過去18年間で中国は累計25位上昇し、トップ10入りを果たした初めての中所得国となった。

グローバル・イノベーション・インデックス（GII）は2007年に初めて発表されて以来、毎年発表されており、78の指標セットに基づいて、イノベーションのパフォーマンスを評価し、約140の経済圏のイノベーション・エコシステムをランク付けしている。2025年版GIIは、2つのサブインデックスの平均として計算されている。1つは、制度・機関、人的資本と研究、イン

フラ、市場の洗練度、事業の洗練度の5つの要素に分類される「イノベーション投入サブインデックス」で、もう1つは、知識および技術の成果、創造的な成果の2つの要素に分類される「イノベーション成果サブインデックス」である。

2021年から2025年にかけてのGII上位15か国の順位変動は下図の通りである。



地域分布から見ると、東南アジア・東アジア・オセアニア(SEAO)地域は依然として世界のイノベーションを牽引する存在であり、同地域から6つの経済圏が世界トップ25入りを果たした。韓国(4位)とシンガポール(5位)は引き続き地域を先導しており、両国とも企業の研究開発、教育、イノベーション基盤において高い実績を示している。中国は総合ランキングでトップ10入りを果たしたほか、イノベーション投入とイノベーション成果の両面で著しい進歩を遂げた。中国はイノベーション投入ランキングで19位に上昇し、イノベーション成果ランキングで世界5位と高く、「2つの向上」を達成した。

年度	中国 GII 順位	イノベーション投入順位	イノベーション成果順位
2021	12	25	7
2022	11	21	8
2023	12	25	8
2024	11	23	7
2025	10	19	5

さらに、中国は知的財産権に関連する多くの細分指標でも世界のトップクラスを占めている。例えば、国内総生産(GDP)単位当たりの自国民による意匠出願件数、実用新案出願件数、商標出願件数、貿易総額に占める創造的製品の輸出額の割合などの指標で中国は世界1位となり、GDP単位当たりの自国民による発明特許出願件数、産業クラスターの発展状況、企業の総支出に占める研究開発費の割合などの指標では世界2位となった。中国はブランド総価値ランキングでも世界2位を維持しており、2025年の世界トップ5000ブランドにおいて、中国ブランドの総価値は1.81兆ドルに達した。

GIIは毎年、世界トップ100のイノベーションクラスターも評価している。2025年の世界トップ100イノベーションクラスターの評価基準は、従来から使用されているPCT国際出願における発明者の所在地と、学術論文の著者の所在地に加え、新たにベンチャーキャピタル取引の実施地点が初めて指標に導入された。

GIIが発表した2025年の世界イノベーションクラスターランキングでは、深セン-香港-広州が世界1位となり、東京-横浜がそれに続いた。これは、深セン-香港-広州クラスターが東京-横浜クラスターよりもベンチャーキャピタル取

引の面でより高いパフォーマンスを示したことを意味する。この2つのクラスターは世界の科学出版物と特許出願に大きく貢献しており、両者を合わせると世界のPCT特許出願件数の約5分の1を占めている。アメリカのサンノゼ-サンフランシスコ、中国の北京、韓国ソウル、中国の上海-蘇州がそれぞれ3位、4位、5位、6位となった。世界トップ100の科学技術クラスターのうち、中国は24のクラスターを有し、2年連続で世界1位となった。

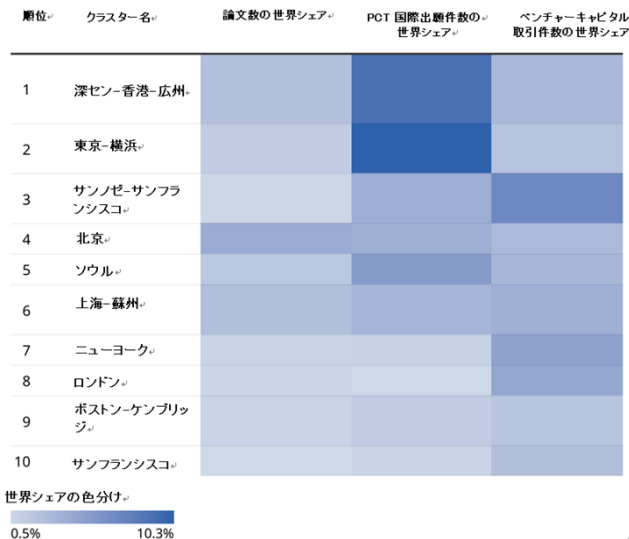
ノベーション投資はまだ長期的な成長トレンドにまで回復したとは言えない。

↑ **科学出版物が急増した。** 中国における14%の顕著な成長とインドにおける7.6%の堅調な成長に牽引され、2024年の研究成果の論文は過去最高の200万に達した。

↘ **研究開発投資の成長は減速傾向にあった。** 2024年の世界研究開発支出は2.9%増と予測され、2010年以降で最低の成長率となる。公的研究開発支出は小幅に回復した一方、米中以外の地域における企業の研究開発支出は1.4%の成長にとどまり、多くの高所得・中所得経済圏における成長モメンタムの不足を反映している。

↘ **企業の研究開発投資は過去最高を記録したものの、成長率は急落した。** 2024年の企業の研究開発支出は1.3兆ドルと史上最高を記録した。しかし、名目成長率は3.2%（実質成長率はわずか1%）まで低下し、過去10年間の平均8%を大幅に下回った。業界による差が顕著で、情報通信技術関連企業（特にAI集約型分野）、ソフトウェア会社、製薬会社画研究開発予算を増加させた一方、自動車、消費財などの伝統的製造業の会社は収益の大幅な減少により研究開発投資を削減する傾向にあった。

↘ **ベンチャーキャピタルは低迷が続いた。** 2024年のベンチャーキャピタル取引額は7.7%成長したが、これは主にアメリカにおける巨額取引と生成AIへの投資急増によるもので、これらの要因を除くと、ベンチャーキャピタルの規模は実際には縮小した。世界のベンチャーキャピタル取引件数は4.4%減少し、3年連続の低下となり、少数の特定の業界と地域を除



また、今年のGII報告書では以下の重要な発見が言及されている。

↘ **2024年の世界イノベーション情勢は全体的に前向きな傾向を示した。** 2024年は、ベンチャーキャピタル取引件数、医薬品発売数、地球温暖化の3指標が下降傾向にある以外は、各種のイノベーション投資は全体的に好調に推移した。2023年の低迷を経て、2024年のイノベーション投資は回復の兆しを見せたが、この回復基調は依然として脆弱で、大半のイ

き、投資家が全体的に慎重な姿勢を維持していることを示している。ベンチャーキャピタルはアメリカおよびAI、情報通信技術関連投資という従来の中核領域へ回帰し、新興市場や非情報通信分野への拡大を放棄している。

✎国際特許出願件数は安定傾向にあった。2023年の異例の減少を経て、2024年のPCT特許出願件数は0.5%の微増となった。国・地域による差が顕著で、出願件数の成長は鈍化している。

出典：世界知的所有権機関

## 中国における特許ライセンス紛争への対応に関する考察と模索

パートナー・特許申請部マネージャー 王珍珍

特許ライセンスは技術革新の中核的な推進力の一つである。特許権者（ライセンサー）にとって、特許ライセンスは自らの発明創造を収益化し、収入を得ると同時に実際の応用を通じて技術を完成に導くことができる。ライセンサーにとっては、先進技術を獲得し、侵害リスクを低減し、市場競争力を高めることができる。しかし、複雑な商業行為として、特許ライセンスは紛争を引き起こす可能性がある。中国の知的財産権に関する法律と実務の枠組みの下で、特許ライセンス紛争を解決するには、法令、手続き方法、戦略計画を理解して初めて、冷静に対処することができる。

実務では、ライセンス料の計算と支払い方法、許諾範囲、特許権の確定と権利保護、特許技術の生産投入、ライセンス契約の届出など、数多くの段階で生じる紛争によく直面する。これらの衝突を円満に解決するには、法律に関する専門知識だけでなく、中国の特許ライセンスに関する法規制度、実務の特徴、業界の動向を正しく把握しなければならない。本稿では、特許ライセンス交渉が行き詰まったり紛争に直面したりした場合、当事者が検討し得る方法について考察し、中国国家知識産権局の特許ライセンスに関するガイドラインを参照しつつ、相互利益を実現するための戦略策定の方法を研究する。

### 一.ライセンス契約

紛争を予防し、解決するための鍵は、明確で

有効かつ執行可能なライセンス契約を締結することにある。契約当事者は、事前に計画を立て、契約作成段階で潜在的な争点を十分に考慮し、明確な契約条項を定めることで、潜在的な紛争を予防しなければならない。

国家知識産権局が2011年6月27日に公布した『特許ライセンス契約届出方法』によれば、当事者が特許ライセンス契約を締結するにあたり、国家知識産権局が制定した標準契約テンプレートを利用できる。他の契約形式を採用する場合は、『民法典』契約編の規定に適合しなければならない。現行の『特許ライセンス契約』標準テンプレートは、国家知識産権局が2023年6月27日に公布したもので、同時に『特許ライセンスに関するよくある質問と紛争対応ガイドライン』も公布されている。

### 1.ライセンス料の計算と支払い

一般的なライセンス料の支払い方法には、無償、固定額支払い、マイルストーン支払い、および売上高または利益に基づくロイヤリティ支払いなどが含まれる。

固定額支払いの場合は、一括払いの他、分割払いも選択肢となり得る。ライセンサーにとって、分割払いは資金負担を軽減し、ある程度ライセンサーによる継続的な技術教育の提供を保証できるほか、相手方の債務不履行時には契約を早期解除して損失を最小限に抑えることが可能である。

マイルストーン支払いの場合、ライセンサーは事前に設定されたマイルストーンを達成した時点で対応する費用を支払わなければならない。特許製品の開発と生産サイクルが長く不確実性が高い場合（例：医薬品特許）、マイ

ルストーン支払い（例：医薬品の上市許可取得を支払い時点の一つとする）は、製品開発の失敗に伴うリスクを軽減できる。

ロイヤルティ支払いの場合は、前払いの初期費用、売上高に基づくロイヤルティ、または利益に基づくロイヤルティを含むことができる。事後計算による紛争を最小限に抑えるため、契約書では純売上高または純利益の定義、販売主体（例：ライセンシーの子会社を通じて販売する場合、ライセンス契約で「関連会社」の範囲を明確に定める）、計算基準、控除対象項目の範囲、および監査権利（監査費用の負担者と計算差異の処理方法を含む）を明確に定めなければならない。

## 2. 許諾範囲

### ① 許諾地域

許諾地域を明確に定めるほか、当事者は地域を増やす条件付き条項の追加を検討してもよい。特許技術が複数の国に関わる可能性がある場合、ライセンシーは、関連する司法管轄区域における対応のпатентファミリーへの許諾範囲拡大を提案することを検討してもよい。

### ② 許諾行為

司法実務から見ると、ライセンサーがライセンシーに特許の特定の権利を許諾する場合、関連する権利への黙示的拡張が生じ得る。例えば、別段の定めがない限り、販売権の付与には販売の申出の権利と使用权が暗黙的に含まれる可能性がある。方法特許に関しては、使用权の付与には生産・製造権が暗黙的に含まれる可能性がある。方法特許に関しては、使用权の付与には生産・製造権が暗黙的に含

まれる可能性がある。学術機関がライセンサーである場合、契約において、ライセンサーが特許技術を非商業的な学術研究に使用することを制限しない旨を定めることができる。

### ③ 技術の改良

契約締結後、ライセンサーとライセンシーの双方がライセンス対象技術を改良する可能性がある。したがって、まず、いずれの当事者も当該特許技術を改良できるか否かを明確にし、「改良」を明確に定義する必要がある。次に、ライセンサーによる改良については、ライセンシーが追加費用なしで自動的に関連する権利を取得できるか否かを契約で明確に定めなければならない。ライセンシーによる改良については、条項において、ライセンサーが特許出願権または許諾権を持つか否か、クロスライセンスが適用されるか否かを定めなければならない。

## 3. 特許権の確定と権利保護

ライセンス対象特許の権利が消滅したり、無効宣告を受けたり、特許出願が拒絶されたりするリスクを軽減するため、ライセンシーは関連条項の追加を検討できる。例えば、ライセンス対象特許の無効審判手続きが行われた場合、ライセンサーが請求項を修正または縮小する前にライセンシーの同意を得なければならないこと、特許が無効宣告を受けたものの、関連訴訟が係属中の場合のライセンス使用料の支払いの要否などである。

第三者による侵害訴訟に伴うリスクを軽減するため、ライセンス契約では、外部からの権利侵害の主張に対応する責任の所在、訴訟費

用の負担方法、および不利な判決時の損害賠償責任を明確に定めなければならない。実務上、当事者間で、一方の当事者が訴訟を主導し、他方が必要な支援を提供する旨を定めることができる。

さらに、ライセンシーの立場から見ると、特許権の確定または権利保護に関するあらゆる行動を起こす前提として、特許の法的状態を知る権利を有することが重要である。したがって、契約では、ライセンシーが特許の有効性または権利保護手続きに関してすでに発生し、または発生しうるあらゆる変更を適時に把握できるよう、ライセンサーに対し、国家知識産権局または裁判所からのあらゆる公式通知をライセンシーに遅滞なく通知する義務を課さなければならない。

#### 4. 特許技術の実施

単にライセンサーが技術文書を提供するだけでは、ライセンシーが特許技術を効果的に実施するには不十分な場合があり、多くの場合、ライセンサーによる教育の実施および技術指導の提供が必要となる。したがって、特許ライセンス契約では、通常、技術サービスと教育の提供方法、関連するサービス基準、費用分担の取り決めなど、ライセンサーの技術支援義務を明確に定めなければならない。

さらに、ライセンシーは、技術支援の成果についてライセンサーに責任を負うよう要求することができる。例えば、契約において、ライセンサーは、ライセンシーがライセンス製品の生産を達成し、特定の生産効率または品質基準を満たすことを条件付きで保証する旨を定めることができる。このような場合、ライセンサー

は関連条項を作成する際に特に慎重を期さなければならない。合理的かつ十分に義務を履行すると同時に、条項の表現を工夫することで過度な責任を負うことを回避しなければならない。

#### 5. 契約届出義務

国家知識産権局へライセンス契約届出を行うことは、ライセンス権利の設定と保護を実現し、潜在的な紛争の減少に寄与する。ただし、特許ライセンス契約の届出手続きは比較的複雑で、双方が多くの書類を準備する必要がある。事案によっては追加書類の提出も必要となる。さらに、ライセンスに変更、延長、または終了が生じた場合、国家知識産権局が規定したそれぞれの期限までに手続きを完了しなければならない。したがって、ライセンス契約には、双方が定められた期限内に、商業的に合理的な努力を尽くして、国家知識産権局へのライセンス契約届出およびその後の更新手続きを完了する責任を負う旨を定めなければならない。

#### 6. 双方が関心を寄せるその他の事項

特定の事項について、いずれかの当事者に特に懸念がある場合、それに対応する実行可能な条項を契約に盛り込むことができる。

国家知識産権局が公表した「2024年度特許産業化優秀事例」において、北京大学とあるバイオテクノロジー企業との間で結ばれた特許ライセンス契約が事例として挙げられている。北京大学は超高空間分解能マイクロ2光子顕微鏡の分野で技術的ブレークスルーを達成し、高価値な特許ポートフォリオを構築した。同大

学はあるバイオテクノロジー企業と独占的ライセンス契約を締結し、契約には230万円の初期費用と売上高に基づくロイヤリティが規定された。大学側によると、契約に許諾範囲と期間に関する条項を追加し、実施過程における調整のために柔軟な余地を残すとともに、技術の商業化と研究開発目標を達成するため、ライセンサーが当該技術を十分に実施するよう促す対応条項も盛り込んだ。この協力モデルにより、ライセンサーは特許技術の商業化過程において技術的課題を発見し、解決することが可能となると同時に、ライセンサーの研究開発活動にも便宜が図られる。2023年末までに、このライセンス技術は約2.3億人民元（約50億円）の経済的価値を生み出した。

## 二. 非正式な解決手段

すべての紛争が必ずしも正式な法的手続きを経る必要はなく、訴訟前の慎重な戦略的措置により、効果的かつ効率的に問題を解決できることが多い。

1. 内部審査：関連するすべての連絡記録、証拠書類および文書資料を全面的に収集し、争点を体系的に整理する。これにより、主張可能な要求の優先順位と戦略計画を明確にし、相手方が主張または妥協する可能性のある論点を予測し、さらに、最新の判例を踏まえて紛争の行方を判断し、対応する緊急時対応計画を策定することができる。

文書準備過程では、契約監査が必要となる場合がある。例えば、紛争の核心が支払い問題に関わる場合、合意された監査範囲を厳守することを前提として、監査手続きを開始することが必須となる。監査結果は事実争点の明

確化に役立ち、和解交渉や潜在的な訴訟を支えるものとなる。

2. 連絡と催告書：正式な書面による通知は、申し立てられた契約違反の事実の詳細、違反された契約条項、関連する証拠資料、および是正要求を具体的に記載しなければならない。潜在的な名誉毀損訴訟のリスクを回避するため、書面の表現を慎重に検討する必要がある。

3. 善意の協議：ほとんどの紛争は、率直かつ友好的な協議によって解決することができる。この過程で、双方は相互に有益な合意に達するための革新的な解決策を模索することができる。

## 三. 正式な解決手段

### 1. オープンライセンスの行政調停

2020年の『専利法』改正により導入された中国特許オープンライセンス制度に基づき、特許権者は自発的に国家知識産権局に書面による声明を提出し、いかなる機関または個人に対してもその特許の実施を許諾する意思があり、使用料の支払い方法と基準を明示することを表明することができる。権利実施を希望する者は、特許権者に通知し、公表された条件に従ってライセンス使用料を支払うだけで許諾を得られる。オープンライセンス制度の実施に伴う付帯措置として、国家知識産権局は2024年7月2日に『特許オープンライセンス紛争行政調停暫定弁法』を公布して施行し、2025年2月1日に発効した『特許紛争行政裁決・調停弁法』には「特許オープンライセンス紛争行政調停」の章が新設された。

行政調停手続きにおいて、当事者間でオープ

ンライセンスに関連して紛争が発生し、双方が自発的に調停を希望する場合は、国家知識産権局に書面による申請を提出しなければならない。その後、国家知識産権局は申請受理後の30営業日以内に調停を完了する（必要に応じて延長可能）。調停期間中、当事者は紛争の事実をありのままに陳述し、関連するすべての証拠を提出しなければならない。最終的に、行政調停によって紛争が解決された場合は、調停調書を作成し、当事者と国家知識産権局がそれぞれ保管する。

## 2. 仲裁と調停

中国国際経済貿易仲裁委員会、地方仲裁機関、または裁判所付属の調停手続きなどを通じて、自発的な仲裁と調停を求める事例は少なくない。中国の裁判所も調停を強く奨励しており、この方法は通常、より迅速で、コストが低く、より満足のいく結果をもたらす。拘束力のある仲裁判断は通常、裁判所の判決と同等の執行力を有する。

## 3. 訴訟

協議と調停のどちらも失敗した場合、法的訴訟手続きを開始する必要がある。裁判所は、契約違反者に損害賠償責任（未払いのライセンス料と訴訟費用を含む）を負わせる判決、履行継続または特定の行為の停止を命じる判決、契約終了を命じる判決などを下すことができる。訴訟過程では書面証拠が特に重要であるため、あらゆる往来文書、契約書、技術資料、財務記録および関連する証明資料を体系的に保管・整理し、特殊な状況下では訴訟前の証拠保全措置を申請することさえ必要である。

## おわりに

特許ライセンス紛争は複雑に入り組んでおり、この種の問題を解決する汎用的な解決策をまとめることは困難だが、それでも管理可能である。紛争を円満に解決できるかどうかは、綿密に作成されたライセンス契約、慎重に保存された書面記録、十分な連絡体制など、事前に講じられた予防措置にかかっていることが多い。合意に基づく紛争解決メカニズムとして協議や対話は特に推奨され、貴重なビジネス上の協力関係を効果的に維持することができる。しかし、非正式な手段がすべて失敗に終わった場合、当事者は仲裁機関または司法制度を活用して、最終的に紛争解決と公平・正義を実現することができる。中国の特許制度は、ライセンス紛争を解決するための多様な手段を提供しており、当事者は満足のいく解決策を達成し、相互利益とウィンウィンを実現するために、戦略的かつ段階的なアプローチを採用することができる。

### 著者プロフィール

王珍珍氏は2019年に外交学院英文学科を卒業し学士号を取得した。2016年に中国人民大学法学院で知的財産権の課程を修了した。2009年に入社し、特許戦略、検索、プロセス管理などの業務に精通し、国内外のクライアントに特許戦略と特許手続きに関するコンサルティングサービスを数多く提供してきた。

### 参考文献:

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/30/art\\_75\\_186010.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/30/art_75_186010.html)  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/30/art\\_3406\\_193094.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/30/art_3406_193094.html)  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/15/art\\_545\\_193576.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/7/15/art_545_193576.html)

本稿の英語版は2025年9月に初めて「知的財産管理」(Intellectual Asset Management)誌で掲載された。

## 中国裁判所の知的財産権事件の法律適用問題に関する年次報告(2024)概要

2025年4月21日、最高人民法院は知的財産権事件の法律適用問題に関する年次報告を公表し、中国裁判所が2024年に審理を終了した知的財産権事件から下記の43の法律適用問題を整理した。

### 一.特許事件の審判

#### 1.特許権評価報告書の特許権侵害紛争事件における位置付け

【事件番号】(2024)最高法民再244号

【裁判要旨】

特許権侵害紛争事件において、特許権評価報告書は事件審理の証拠の一つとなり得るが、係争特許の有効性は、依然として特許権付与文書および行政部門の効力発生決定に基づいて判断しなければならない。特許権者が有効な特許に基づいて侵害訴訟を提起した場合、特許権評価報告書が係争特許に対して法定の付与条件に合致しないという否定的な結論を出したことを理由に、当該権利者が訴訟権を行使する基礎を有しないと認定し、その訴えを却下する裁定を下してはならない。

#### 2.関連事件における特許権侵害判断の調整

【事件番号】(2023)最高法知民終740号

【裁判要旨】

同一の被疑侵害製品、同一の特許権、および同一の事由に基づく非侵害抗弁について、関連事件の認定は一貫性を保ち、裁判の矛盾が生じることを防止しなければならない。被疑侵害者が第一審判決後に控訴を提起しなかつ

た場合でも、第二審裁判所は別事件の確定裁判における同様の抗弁事由の成立に関する認定に基づき、被疑侵害者の関連する抗弁が同様に成立すると認定し、判決を変更することができる。

#### 3.履行条件付き判決および履行遅滞期間の債務利息

【事件番号】(2024)最高法知民終370号

【裁判要旨】

①係争特許に対する財産保全措置により、特許権の無効審判手続きが中止され、国家知識産権局が特許権侵害訴訟の第二審判決前に無効宣告決定を下せなかった場合、人民法院は事件の具体的状況に応じて、判決で確定した義務の履行について、適切な取り決めを行うことができる。これには、侵害行為の停止、損害賠償などの判決の履行に必要な条件を付することが含まれる。例えば、特許権者が訴訟を提起する根拠とした特許請求の範囲が国家知識産権局の審査を経て有効を維持するという審査決定が下されることを、判決履行の前提条件とし、かつ期間中の債務利息などについても併せて取り決めを行い、各当事者の利益を合理的に均衡させる。

②履行条件付き判決については、履行遅滞期間の債務利息を同時に判決することができる。すなわち、判決の履行条件が成就した後、確定判決の送達日から履行条件成就日まで、全国銀行間資金調達センターが公表した同期間の貸出市場の見積もり利率に基づき利息(単利)を計算して支払わなければならない。判決で確定した履行条件が成就した後もなお金銭給付義務を履行しない場合は、履行遅滞期間の債務利息を倍額で支払わなければなら

ない。

#### 4. 特許権無効宣告の審決がなされた後にすでに執行された特許権侵害判決の取り扱い

【事件番号】(2024)最高法知民再1号

【裁判要旨】

①特許権無効宣告の審決がなされた後の執行行為は、『専利法』第47条第2項に規定される、無効宣告が確定した特許権侵害判決に対して遡及効果を有しない状況には該当せず、関連する執行金については、通常、執行法院が執行取消手続きにおいて、執行申請者に対し、被執行者へすでに取得した財産およびその果実を返還するよう命じなければならず、人民法院は状況に応じて、再審判決において返還を命ずることもできる。

②複数の被疑侵害者に関する特許権侵害判決について、異なる被疑侵害者の賠償義務の履行時期が異なることにより、『専利法』第47条第2項の適用結果に差異が生じ、公平の原則に反する場合、人民法院は同法第47条第3項の規定を適用して処理することができる。

#### 5. 後発医薬品出願人が特許情報登録前に第一種声明を行った場合の取扱い

【事件番号】(2023)最高法知民終1593号

【裁判要旨】

医薬品発売許可保有者が所定の期間内に特許情報を正しく登録したが、後発医薬品出願人が特許情報登録前に先行して第一種声明を行った場合、医薬品上市許可保有者は、合理的な期間内に後発医薬品出願人に対し、その声明の種類を適時に変更するよう申請する機会が与えられる。後発医薬品出願人がその第一種声明を第四種声明に変更する申請

を行った場合、または合理的な期間内に変更申請を拒否した場合、あるいは他の誤った声明への変更を申請した場合、特許権利者が提起した医薬品パテントリンケージ訴訟について、人民法院は受理し、実体審理を行わなければならない。

#### 6. 医薬品パテントリンケージ紛争事件において医薬品の技術的手段の変更があった場合の取り扱い

【事件番号】(2023)京73民初855号

【裁判要旨】

医薬品パテントリンケージ紛争事件において、人民法院は、医薬品審査承認部門が医薬品の発売認可の可否を審査する際の技術的手段を、特許権の保護範囲に該当するか否かを判断する審理の根拠としなければならない。医薬品発売許可申請者は、特許権の保護範囲に該当するか否かの判断に影響を与える技術的手段の変更状況について、人民法院に遅滞なく、かつありのままに説明する義務があり、これに違反した場合は、法的に不利益な結果を負担しなければならない。

#### 7. 用途発明特許における発明者の身分の認定

【事件番号】(2022)蘇05民初925号

【裁判要旨】

用途発明特許は、既知の化合物に基づき、その新たな用途を発見することによって形成される発明創造であり、その中核は既知の化合物自体にあるのではなく、既知の化合物の新たな用途の発見と応用にある。「既存医薬品の新たな用途」という発明構想の提示が研究開発活動において重要な役割を果たした場合、

発明構想を提示した者、具体的な技術的手段の形成または実質的な改良に実質的に貢献した者、および各段階の研究開発に実質的に貢献した者は、いずれも発明者として列挙することができる。

## 8. 使用環境特徴の認定と侵害判断

【事件番号】(2022)滬73知民初字第223号

【裁判要旨】

使用環境特徴の認定は、係争特許の発明の名称、発明の主題、特許請求の範囲における取り付け関係などに関する記述に基づき、明細書の内容と合わせて総合的に判断することができる。係争技術的手段が係争特許請求の範囲に関連する使用環境特徴を備えているか否かを検討する際には、係争侵害製品が必ずしも使用環境特徴に関連する部品を有していることを要求するものではなく、係争侵害製品が使用環境特徴によって限定された使用環境に適用できれば足りる。

## 9. 社会道徳に反し、公共の利益を害する祭祀用品類の発明創造に対しては特許権を付与してはならない

【事件番号】(2023)最高法知行終2号

【裁判要旨】

①特許制度は、科学技術の進歩と経済社会の発展を促進できる発明創造を保護することを目的とする。科学技術の進歩と経済社会の発展に実質的な利益をもたらさない「発明創造」は、特許保護を受けてはならない。『専利法』第5条第1項を含む具体的条項の解釈と適用は、いずれも同法第1条に規定される立法目的を基礎としなければならない。

②司法実務においては、社会主義核心価値

観を指針とし、時代の要求と人民大衆が公認する社会道徳に合致するものを提唱し、発揚しなければならない。たとえある祭祀用品が封建的迷信に属する葬祭用品でなかったとしても、それは『専利法』第5条第1項に規定される社会道徳に反したり、公共の利益を害したりする事由に該当する可能性がある。

## 10. 特許無効審判の口頭審理手続きにおける特許請求の範囲の削除による補正の受け入れ

【事件番号】(2022)最高法知行終870号

【裁判要旨】

特許無効審判の口頭審理手続きにおいて、国家知識産権局が補正後の一部の特許請求の範囲を受け入れることができないと判断した場合、特許権者に対し、現行の特許請求の範囲の文書から受け入れられない請求項を削除し、残りの受け入れ可能な請求項を審査の基礎とすることを許容しなければならない。当該削除が特許権者による口頭での申し出であるか書面による申し出であるかを問わず、国家知識産権局は一般的にこれを受け入れなければならない。口頭審理において代替ページが提出されなかった場合、国家知識産権局は特許権者に対し、所定の期間内に補充提出を要求することができる。指定期間内に代替ページを補充提出しなかった場合、特許権者が法律に従って特許請求の範囲を補正しなかったものとみなし、これに基づいて対応する処理を行うことができる。

## 11. 保護を求める意匠が明確に表示されているか否かの認定

【事件番号】(2024)最高法知行終672号

【裁判要旨】

一般消費者の知識水準と認識能力に基づき、意匠の図面、使用状態図および一般常識を総合的に考慮した上で、当該意匠特許の図面に示された意匠が依然として複数のデザインの可能性がある場合、意匠特許書類が特許保護を求める製品の意匠を明確に表示していないと認定することができる。

## 二.商標事件の審判

### 12.地理的表示証明商標権侵害を認定する際に考慮しなければならない要素

【事件番号】(2024)最高法民再21号

【裁判要旨】

被疑侵害行為が地理的表示証明商標権の侵害を構成するか否かを判断する際は、①被疑侵害商品が地理的表示商標を使用する条件を備えているか否か、すなわち、商品が特定の産地に由来するか否か、②被疑侵害商品が地理的表示商品の特定の品質を有するか否か、③被疑侵害行為が関連公衆に対し、商品の由来および特定の品質について混同・誤認を生じさせやすいか否かを含む要素を考慮しなければならない。

### 13.商標の先使用の抗弁の認定

【事件番号】(2024)最高法民再218号

【裁判要旨】

商標の先使用の抗弁の権利を適用するには、商標の先使用权者と登録商標専用権者の利益の均衡を図る必要がある。同一または類似の商品において、他人の登録商標と同一または類似し、かつ一定の影響を持つ商標を善意で先使用した場合、先使用者は従来の範囲

で使用を継続する権利を有する。ただし、先使用が商標出願日より前であっても、商標登録者の使用時点より後であり、かつ先使用者が知っていたか知るべきであったことを示す証拠がある場合、先使用の抗弁の成立を認めてはならない。

### 14.景勝地名称の正当使用の認定

【事件番号】(2024)最高法民再123号

【裁判要旨】

表示を単に景観名称を示すため、または当該景観が有する関連内容や特徴を説明・記述するために使用し、必要な限度を超えず、関連公衆が一般的な注意を払い、日常生活の経験と合わせて考慮した場合、商品またはサービスの由来について混同を生じない場合は、当該表示の正当かつ合理的な使用に該当し、商標権侵害とはならない。

### 15.侵害による利益獲得を証明する証拠がある場合、損害賠償額の確定において侵害による利益獲得を優先的に根拠とする

【事件番号】(2023)最高法民再178号

【裁判要旨】

『商標法』第63条は、損害賠償額の算定方法の適用順序を規定しており、損害賠償額を確定する際、人民法院は、権利者の実際の損失、侵害者の侵害による利益、および合理的なライセンス料を算定方法として優先的に適用しなければならない。実際の損失、侵害による利益、およびライセンス料のいずれも確定することが困難な場合に限り、法定賠償を適用する。

### 16.小売サービスと「他人のための販売促進」サービスが類似するか否かの判断

【事件番号】(2022)蘇民終356号

【裁判要旨】

商品販売者が最終消費者に提供する小売サービスは、その目的、内容、方法、対象から見て、第35類の「他人のための販売促進」サービスと高い類似性を有する。小売サービスを提供する過程において、許可なく第35類の「他人のための販売促進」商標と同一の表示を使用することが、関連公衆にサービスの由来について混同・誤認を生じさせやすい場合、商標権侵害を構成すると認定される。

## 17. 医薬品商標権侵害事件における表示の貢献率の算定および懲罰的賠償の適用

【事件番号】(2021)蘇05民初437号

【裁判要旨】

① 医薬品商標権侵害事件においては、医薬品分野のマクロ的な発展動向、消費者が医薬品を購入する際のミクロ的な視点、特定の医薬品業界への参入障壁、先発医薬品と後発医薬品の技術的差異、および製薬企業自体の知名度などの要素を総合的に考慮し、係争表示が被疑侵害医薬品の利益に対する貢献率を合理的に確定すべきである。

② 被疑侵害者が権利者の株主であり、かつ同業者である場合、持株関係が終了した後、同一の商品において権利者の商標と類似する表示の登録出願・使用を行い、かつ行政判決で当該商標の無効宣告が確定した後も侵害行為を停止せず、かつ当該医薬品が強い注意喚起を要し、混同を生じさせやすい医薬品であり、侵害行為が人体の健康を害するおそれがある場合、商標法に規定される「悪意により商標専用権を侵害し、情状が深刻である」場合に

該当し、法律に従って懲罰的損害賠償を適用することができる。

## 18. 商品の外観に基づく商標登録出願における顕著性の判断

【事件番号】(2024)最高法行申5449号

【裁判要旨】

商品の外観の形式で出願された係争商標について、出願人がその実際の使用行為を通じて、関連公衆が係争商標を単なる商品の外観ではなく、商品の出所を識別するための標識として認識できるようになったことを証明する十分な証拠を提供できない場合、当該係争商標は顕著な特徴を有しない。

## 19. 商標登録が他人の先使用ドメイン名権を侵害するか否かの認定

【事件番号】(2024)最高法行再244号

【裁判要旨】

係争商標の登録が他人の先使用ドメイン名の権利を侵害すると認定するには、①ドメイン名が先に登録されており、一定の知名度を有していること、②ドメイン名運営者が提供する商品またはサービスが、係争商標が指定使用される商品またはサービスと同一または類似していること、③係争商標が当該ドメイン名と同一または近似しており、関連公衆に混同・誤認を生じさせやすいことを含む要件を同時に満たす必要がある。ドメイン名運営者が提供する商品またはサービスの宣伝および使用証拠は、その知名度の有無を認定する事実上の根拠となり得る。

## 20. 『商標法』第44条「その他不正な手段による商標登録」の適用

【事件番号】(2024)最高法行再88号

## 【裁判要旨】

係争商標が『商標法』第44条第1項に規定される「その他不正な手段による商標登録」に該当するか否かを判断する際には、商標出願人が出願した商標の数が一定の規模に達していることのみをもって、当該状況に該当すると認定してはならない。係争商標の出願に真の使用意図があること、またはすでに商標を実際に商業使用していることを証明でき、かつ係争商標の出願に合理性または正当性がある場合、通常、係争商標が同条の指す状況に該当すると認定してはならない。

## 21. 商標の連続3年不使用による取消事件における指定使用商品の認定

【事件番号】(2024)最高法行再51号

## 【裁判要旨】

係争商標が実際に使用されている商品が『類似商品およびサービス区分表』に規定される規範的な商品名称に該当しなくても、その商品が当該商標の指定使用商品と本質的に同一の商品である場合、または実際に使用されている商品が指定使用商品の下位概念である場合、指定使用商品に対する使用に該当すると認定できる。『類似商品およびサービス区分表』が係争商標の登録後に変更された場合でも、上記の認定には影響しない。

## 22. ゲーム配信プラットフォームの行為が「他人のための販売促進」サービスに該当するか否かの認定

【事件番号】(2024)京行終6099号

## 【裁判要旨】

ゲーム配信プラットフォームが自らのトラフィックとユーザーリソースの優位性を活用し、

ゲーム配信、ゲームのダウンロードおよびフォーラムの提供、プロモーション活動の展開などを通じて、提携ゲームの宣伝・プロモーションを行い、それにより提携ゲームのダウンロード数および課金額を増加させることで、レベニューシェアを得る行為は、他人の商品またはサービスの販売のために企画・宣伝を提供したものと認められ、『類似商品およびサービス区分表』第35類の「他人のための販売促進」サービスに該当する。

## 三. 著作権事件の審判

## 23. 実用芸術作品は美術作品として『著作権法』による保護の対象となり得る

【事件番号】(2023)最高法民再40号

## 【裁判要旨】

実用性と芸術性を兼ね備える可能性のある造形またはデザインについては、当事者は『著作権法』による保護を選択することも、『専利法』における意匠による保護を選択することも可能であり、保護の重点はそれぞれ異なる。著作権保護を主張する場合、中国の『著作権法』の現行制度に基づき、主張する作品が美術作品の形式的要件を満たすか、かつ独創性の実質的要件を備えているかを判断しなければならない。美術作品以外に別個の作品種類を確立する必要はなく、独創性についても別段要件を課す必要はない。

## 24. コンピュータソフトウェアの頒布権の権利消尽

【事件番号】(2022)最高法知民終1460号

## 【裁判要旨】

① コンピュータソフトウェアが特定のハードウェアと組み合わせて使用する必要がある

場合、権利者がハードウェアとコンピュータソフトウェアを組み合わせる販売する行為は、有体物の媒体を通じたソフトウェアの頒布形態とみなされ、状況に応じて、頒布権の権利消尽原則を適用することができる。取得者が合理的な対価を支払った後、対応するソフトウェア著作物の原作品または複製物の所有権を取得し、自己で使用するか、第三者へ譲渡する権利を有する。権利者が前述のソフトウェアの使用範囲、転売などに対して設けた制限は、それと契約関係のない取得者および当該取得者から合法的にソフトウェアの原作品または複製物を譲り受けた第三者に対して当然に拘束力を有しない。ただし、当該取得者または第三者は、合法的な使用目的を達成する場合を除き、ソフトウェアを無断複製してはならず、またソフトウェアの原作品または複製物を譲渡した後、ソフトウェア複製物を再度使用してはならない。

②合法的なソフトウェア複製物の所有者が許可なしに改変後のソフトウェアをいかなる第三者にも提供してはならないという制限は、主に、ソフトウェア著作権者の許可なしに改変後のソフトウェアを主な取引対象とする場合を指す。主な取引対象がハードウェアであり、ソフトウェアが単にハードウェアと組み合わせる使用される場合、組み合わせるハードウェアの取引に伴い、改変後のソフトウェアの所有権が同時に譲渡される状況においては、通常、ソフトウェア著作権者の許可を得る必要がない。

## 25. 美術作品の実質的類似の認定

【事件番号】(2019)京73民初1376号

【裁判要旨】

美術作品が実質的類似を構成するか否かを判断する際、通常、一般の観察者の視点に立ち、美術作品の視覚的イメージの特徴を考慮し、構成要素、表現形式、全体的視覚効果において、美術作品に反映される芸術的造形の表現に対して全体的に認定し、総合的に判断しなければならない。両者が全体としてわずかな差異しか存在せず、一般の観察者が意図的に差異を探さない限り、これらの差異を見落としがちになる場合、両者が実質的類似を構成すると認定できる。比較対象となる権利絵画と侵害絵画の数がいずれも多い場合、すべての係争画作を全体的に考慮し、同時に作者の創作経歴、創作方法、創作スタイルなどの要素を組み合わせ、侵害が成立するか否かを総合的に判断することができる。

## 26. 途中で退出した映像作品脚本の制作に関わる脚本家の氏名表示権の認定

【事件番号】(2020)京0108民初39696号

【裁判要旨】

途中で映像作品の脚本制作から退出した脚本家が当該映像作品に関して脚本家としての氏名表示権を享有するか否かは、その者が締結した脚本制作委託契約の条項、映像作品が当該脚本家が制作した脚本の独創的内容を使用しているかどうか、および使用割合が映像作品に対して実質的貢献を有するかどうかなどの要素を組み合わせ、総合的に判断しなければならない。脚本制作委託契約において、契約解除後の脚本家の氏名表示権の行使について明確な定めがない場合、映像作品が当該脚本家が制作した脚本の独創的内容を使用する割合が当該映像作品に対する実質的貢献の程度に達するときは、当該脚本家が

氏名表示権を享有すると認定される。

## 27. 車載システムにおけるコンテンツ提供主体の著作権侵害の認定

【事件番号】(2023)京0491民初11731号

【裁判要旨】

動画プラットフォームの運営事業者は、その車載端末アプリのネットワークサーバー内に存在する侵害動画の提供行為について、情報ネットワーク伝達権侵害の責任を負わなければならない。車載システムソフトウェアの運営事業者が、動画プラットフォーム業者の車載端末アプリの公開、展示、宣伝に関与し、サービスプランを提供した場合、当該事業者は係争作品の提供行為への参加者および利益享受者であるため、法律に従って動画プラットフォーム業者と連帯責任を負わなければならない。

## 28. アルゴリズムを用いた統括集収約行為の実施はネットワークサービス事業者の注意義務を高める

【事件番号】(2022)滬0115民初29412号

【裁判要旨】

動画共有プラットフォームが著作権侵害の幫助行為を構成するか否かを認定する際、技術そのものの中立性と技術応用の非中立性を区別しなければならない。プラットフォームが大量の侵害ショート動画を権利作品との関連性を基に、あるトピックやカテゴリに整理し、さらにすべてのユーザーに統括して提示する行為には、プラットフォームの主観的意図が含まれる。このようなアルゴリズムによる統括集収行為を実施することは、ネットワークサービス事業者の注意義務を高め、さらにその者が

「知るべきであった」状態に該当するか否かの認定に影響を及ぼす。

## 29. 生成型AI(人工知能)サービス事業者の侵害責任の認定

【事件番号】

第一審:(2024)浙0192民初1587号

第二審:(2024)浙01民終10332号

【裁判要旨】

① サービス事業者が生成型AIサービスを提供する場合、その行為が幫助侵害を構成するか否かは、サービス事業者の収益モデル、権利作品の知名度と影響力、侵害事実の明らかなさ、AI技術の発展水準、損害回避のための代替設計の実現可能性とコスト、講じ得る必要な措置とその効果、侵害責任の負担が業界に与える影響などの要素を総合的に考慮し、過失の認定基準を動的に調整し、サービス事業者の注意義務をその情報管理能力に見合った合理的な範囲に収めなければならない。

② 生成型AIサービスは、信義誠実の原則と公認の商業道徳に反し、市場競争秩序を乱し、他の事業者または消費者の合法的權益を損なう場合に限り、『不正競争防止法』の規制対象となる。

## 30. クラウドストレージサービス事業者の直接侵害と必要な措置の有無の認定

【事件番号】(2022)粵民再59号

【裁判要旨】

① クラウドストレージサービス事業者が採用する「同一ファイルの統合保存」技術は、作品の出所を変更するものではない。クラウドストレージサービス事業者が第三者に代わってユーザーにダウンロードされる作品を提供した

か否かを判断するには、作品のダウンロード過程において、クラウドストレージと第三者ネットワークノード間で実際の作品コンテンツデータが転送されたか否かを明らかにしなければならない。作品コンテンツデータが完全に第三者ネットワークノードからクラウドストレージへ転送された場合、クラウドストレージはダウンロードツールに過ぎず、作品の情報ネットワーク伝達権に対する直接侵害を構成しない。

②ユーザーが侵害作品を共有する行為に対して、クラウドストレージサービス事業者は、当該侵害行為の継続を阻止し、当該侵害行為と同一の行為の継続を阻止し、当該侵害行為と同一の行為の発生を予防するために必要な措置を講じなければならない。非人気作品で侵害が深刻でない場合、侵害リンクを遮断し、かつ侵害リンクが指し示すファイルの「共有」機能をブロックすることで、前述の阻止および予防効果を基本的に達成し得る。

#### 四.競争事件の審判

### 31.一定の影響力を有する企業の商号の認定

【事件番号】(2023)最高法民終418号

【裁判要旨】

『不正競争防止法』第6条第2項に規定される「一定の影響力を有する商号」に該当するか否かの判断は、被疑侵害商号の使用開始時点を基準とし、中国国内における関連公衆の認知度、商品の販売期間・地域・数量・対象、宣伝期間・程度・地域範囲、標識の保護状況などの要素を総合的に考慮して行わなければならない。被疑侵害者が、他人による先使用の商号を知っていた場合、先の商号の市場認知度が被疑侵害者に及んでいたものとみなすことができる。

### 32.技術秘密侵害行為の全体的判断と侵害停止の民事責任の具体的な負担方法

【事件番号】(2023)最高法知民終1590号

【裁判要旨】

①組織的・計画的に他企業の人材および技術を大規模に引き抜くことから生じた技術秘密侵害行為について、人民法院は審理において、全体的な分析と総合的な判断を行わなければならない。被疑侵害者が、独立した研究開発に必要な合理的期間を明らかに下回る期間で、係争技術秘密に関連する製品を生産し、被疑侵害者に係争技術秘密を取得する経路または機会があった場合、侵害の可能性が極めて高いため、技術秘密権利者の侵害行為に関する立証負担をさらに軽減し、被疑侵害者が権利者の技術秘密を侵害した行為を実施したと直接推定しなければならない。被疑侵害者が技術秘密侵害行為の実施を否認する場合、反証を提出しなければならない。

②侵害行為の効果的な阻止と抑止、および裁判の執行可能性の強化のため、人民法院は侵害停止の民事責任の具体的な負担方法を確定する際、権利者の侵害停止責任の負担に関する具体的請求に基づき、必要に応じて職権で侵害停止の具体的な方法、内容、範囲を直接確定することもできる。保護対象となる権益の性質と侵害行為の悪質性、特に侵害行為の現実的な危害状態および将来の侵害継続の可能性を十分に考慮した上で、当該権益を保護するための具体的措置の必要性、合理性、執行可能性などの要素を重点的に考慮しなければならない。

③事件の具体的状況に応じて、技術秘密侵害停止の具体的な措置には、以下のものが含

まれる。

ア) 係争技術秘密を使用した自社製造または第三者への委託製造を停止し、係争技術秘密を使用して製造された関連製品の販売を停止すること。

イ) 真の権利者の同意を得ずに、不正取得した係争技術秘密に基づいて出願された関連特許に対する侵害者自身による実施、他者への実施許諾、譲渡、質入れ、その他の方法により処分すること(悪意のある特許権の放棄を含む)を禁止すること。

ウ) 人民法院の監督または権利者の立ち会いの下で、侵害者および関係組織・個人が保有または管理する係争技術秘密を記載した媒体を破棄するか、技術秘密権利者に引き渡すこと。

エ) 公告および／または内部通知の形式により、会社の株主、上級管理職、関連従業員、関連会社、および係争技術秘密を知り得る上流・下流の事業者などに対し、人民法院の判決における侵害停止要求の積極的な履行への協力を通知し、企業内部の知的財産権コンプライアンス運営に関する明確な指針を示すこと。

オ) 関連する侵害停止の要求を、技術秘密権利者から離職して侵害者およびその関連会社に転職した関連従業員、侵害者およびその関連会社のその他すべての関連研究開発業務の責任者または参加者(関連上級管理職を含む)、ならびに係争技術秘密を知り得る上流・下流の事業者に対して個別に通知し、彼らと係争営業秘密の保持および非侵害を約束する誓約書を締結させること。

④ 判決の適時かつ全面的な執行を確保するため、人民法院は事件の具体的な状況に応じて、侵害行為の性質、情状、侵害停止などの金銭給付以外の義務不履行により生じ得る損害と悪影響、および判決の抑止力強化などの要素を総合的に考慮し、判決に関わる金銭給付以外の義務の履行遅滞による損害金の算定基準を併せて明確化することができる。当該算定基準は、状況に応じて日単位または月単位などの期間で計算するか、一括定額計算とすることができる。

### 33. 営業秘密侵害行為および侵害責任の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終1592号

【裁判要旨】

① 被疑侵害者が先に実施した営業秘密侵害行為に基づき、営業秘密を不正に取得・使用しており、権利者が提出した証拠により被疑侵害者が再度同様の行為を実施したことを初步的に証明できる場合で、被疑侵害者がこれに反駁する十分な証拠を提出できない限り、権利者による被疑侵害者が営業秘密侵害行為を継続して実施しているとの主張が成立すると認定できる。

② 従業員が元の所属企業に在職中に、配偶者などの第三者の名義により持株方式で会社を設立し、営業秘密侵害行為の実施に関与した場合、当該従業員と会社は共同で侵害行為を構成し、連帯責任を負わなければならない。

③ コンピュータソフトウェアと特定のデータが唯一の対応関係にあり、両者を分離して使用できない場合、既存の証拠に基づき、被疑侵害者が特定のデータを使用した事実を十分に認定できるときは、当該コンピュータソフトウェアも同時に使用したものと併せて認定できる。

④権利者が権利主張を怠ったこと、または侵害行為を放任したことを証明する証拠がない場合、被疑侵害者が訴訟時効を理由に、提訴日の3年前までの侵害損害賠償責任のみの算定を主張しても、人民法院は支持しない。

## 34. チケット争奪ソフトウェアの不正性の認定

【事件番号】(2024)京0101民初4607号

### 【裁判要旨】

チケット争奪ソフトウェアは技術的手段を利用して、対象プラットフォームのユーザーに不正にチケット争奪上の優位性を提供し、プラットフォームのチケット購入規則を破り、プラットフォームの競争上の利益を損なうと同時に、消費者の合法的權益と長期的利益を損ない、公正な市場競争秩序を乱すため、不正競争を構成すると認定される。

## 35. データ使用行為の不正性の認定

【事件番号】(2023)滬0114民初13000号

### 【裁判要旨】

権利者がユーザーの同意を得て関連情報を収集、使用、整理、保存、集積して形成した、プラットフォームのユーザー情報や作品内容情報に基づくデータ集合体に対し、権利者は当該データについて合法的な管理、使用、運用などの権能を含む財産的權益を有する。被訴侵害者が無断で技術的手段を通じて非公開データを取得し、自ら運営するウェブサイトに表示し、それを利用して有償取引サービスを展開する行為は、そのデータの取得・使用方法が合理的な限度を超え、商業道徳に反し、市場競争秩序を乱すため、不正性を有する。

## 36. 技術秘密の非公知性の認定

【事件番号】(2022)鄂01知民初707号

### 【裁判要旨】

技術情報の個々のステップまたは一部のパラメータがすでに公共領域に存在していたとしても、複数のステップおよびパラメータが結合された全体としての技術的手段が当該業界で周知となっていない場合、依然として技術秘密として保護の対象となり得る。技術秘密を構成するか否かを認定するには、厳格に技術秘密の構成要件に基づいて審査しなければならない、『専利法』における技術的手段の新規性や創造性(進歩性)に関する評価基準を借りて判断してはならない。

## 37. 技術的中立の抗弁が成立するか否かの判断基準

【事件番号】(2024)渝0192民初2546号

### 【裁判要旨】

ネットワーク不正競争紛争事件において、事業者が技術的中立を抗弁事由とする場合、その技術の使用方法が正当性を有するかどうか、および実質的な非侵害用途を有するかどうかを判断基準としなければならない。中立性技術の使用がネットワークプラットフォームのユーザーの意思を突破し、ネットワークプラットフォームの技術的設定を迂回する場合、それは不正性を有する。事業者はその技術が実質的な非侵害用途を有することを証明しなければならない。証明できない場合は、主観的過失があったものと認定され、相応の侵害責任を負わなければならない。

## 38. 共同の取引拒絶に関わるハブ・アンド・スポーク型協定は水平的独占協定を構成する

【事件番号】(2023)最高法知民終653号

### 【裁判要旨】

複数の事業者が競争関係にある他の事業者との取引を共同で拒絶する場合、通常、共同の取引拒絶に関する水平的協定を締結するだけでなく、上流・下流の事業者を巻き込んだ縦の取り決めを通じて、当該反競争効果の実現を保証または強化する必要がある。この種の縦の取り決めは、競争関係にある事業者によって実施される共同の取引拒絶行為の重要な内容または手段であり、通常、当該共同の取引拒絶行為が水平的独占協定行為を構成するか否かの認定に影響を与えない。

## 39. 競争排除・制限効果を有するか、有し得る事業者集中に対する司法審査基準

【事件番号】(2024)京73行初5180号

【裁判要旨】

競争排除・制限効果を有するか、有し得る事業者集中に対して、禁止を優先的な救済手段とせず、事件の具体的な状況に基づいて総合的に評価した上で、処理決定を行わなければならない。集中に参加する事業者が制限条件付きの承諾案を提案した場合、当該案が有効性、実現可能性、適時性を備えているか否かを評価した上で、当該案が競争に及ぼす集中の悪影響を効果的に軽減できるか否かを判断しなければならない。

## 五. 植物新品種事件の裁判

### 40. 品種の同一性に関する立証義務と鑑定方法の審査

【事件番号】(2022)最高法知民終1362号

【裁判要旨】

① 認可品種と被疑侵害品種の同一性について鑑定または検査を行う場合、品種権者は、鑑定または検査に用いられる被疑侵害品種の

の試験サンプルおよび認可品種の対照サンプルについて、最大限の努力と勤勉をもって立証責任を果たし、合理的な注意義務を尽くし、出所が明確で保存が規範的であり、検査への提出過程が真実かつ信頼でき、鑑定または検査の要求を満たすことを確保しなければならない。

② 植物新品種権侵害紛争事件において、品種の同一性鑑定における分子マーカー手法が科学的かつ信頼性があるか否かについて、人民法院は審査を行わなければならない。特定の植物品種の分子マーカー検査法について国家標準または業界標準が未確立の場合、対応する資格を有する鑑定機関および鑑定人は、他の関連する国家標準、業界標準を参照・適用して鑑定意見を作成する。その鑑定方法が異なる品種を科学的かつ正確に区別でき、十分な科学的根拠と再現性を有する場合、当該鑑定意見は被疑侵害物と認可品種の特徴・特性が同一であるか否かを認定する証拠の一つとして採用できる。

## 六. 集積回路のレイアウト設計事件の審判

### 41. レイアウト設計の保護対象および商業利用投入の認定

【事件番号】(2022)最高法知民終2133号

【裁判要旨】

① レイアウト設計図に能動素子が含まれていなくとも、能動素子と回路の三次元的な配置関係を示しており、それにより能動素子とのインターフェースを明確にでき、かつ他の標準化された素子を使用することで対応する回路機能を実現できる場合、当該レイアウト設計は「少なくとも一つが能動素子である2つ以上

の素子と、一部または全部の相互接続回路からなる三次元的な配置」に該当し、レイアウト設計専用権の保護対象となる。

②レイアウト設計が完成した後、その性能を検査・検証するためにテープアウトを行うことが確かに必要であるが、委託製造された当該レイアウト設計を含むチップの回数と数量がテープアウトに必要な範囲を明らかに超える場合、反証がない限り、権利者による当該レイアウト設計が商業利用に投入されていないとの主張は支持されない。

## 七.知的財産権訴訟手続きと証拠

### 42.管轄移送は応訴管轄の制限を受ける

【事件番号】(2024)最高法民轄152号

【裁判要旨】

管轄級別と専属管轄に違反する場合を除き、当事者が管轄異議を申し立てず、応訴して答弁した場合、訴訟を受けた裁判所が管轄権を有しないと判断したとしても、移送してはならない。

### 43.反訴訟(執行)差止命令の発令条件

【事件番号】(2024)最高法知民終914、915号

【裁判要旨】

標準実施者が、標準必須特許の権利者が中国の裁判所で提起した特許権侵害訴訟に対応して、外国の裁判所に訴訟(執行)差止命令を請求した場合、標準必須特許の権利者がこれに関連して特許権侵害訴訟を審理する中国の裁判所に対し、反訴訟(執行)差止命令を請求した後、人民法院が予備審査を経て、標準必須特許の権利者がライセンス交渉において公平・合理的・非差別的なライセンス供与

の約束を履行し、一方で標準実施者がライセンス交渉過程において明らかな過失があり、標準必須特許の権利者が中国の裁判所において事件審理の推進と判決の執行という正当な手続き上の権利を行使することを不当に妨害する意図があったと認められるときは、標準必須特許の権利者が提出した反訴訟(執行)差止命令の請求は、法律に従って許可することができる。

出典：最高人民法院

## 中国商標形式審査基準を強化

最近、国家知識産権局（CNIPA）は商標出願に関わる委任状、商標出願人または登録者の主体資格書類に対する審査を従来より一層厳格にした。具体的には以下の通りである。

1. 委任状において、署名者の氏名が審査官に明確に識別できない場合、商標局は出願人に対して補正を求め、署名者が明確に記入した署名入りの委任状を再提出するよう求める。海外の商標出願人または登録者の場合、特に注意が必要である。商標局の新たな要求に対応するため、海外の出願人には、署名する際に署名者の氏名を署名の隣にはっきりと印字することを推奨する。これにより、審査官が照合を行いやすくなる。

2. 委任状に署名日を記入するよう要求する。

3. 国内の出願人または登録者より提出された会社営業許可証の写しに社印を押印するよう要求する。

## 2026年の中国本土・香港・マカオ・台湾の祝日

中国国家知識産権局、香港知識産権署、マカオ特別行政区経済・科学技術発展局、台湾経済部智慧財産局の2026年の祝日を下記にまとめましたのでご案内いたします。案件の期限管理にお役に立てれば幸いです。

### 中国本土

元旦	1月1日（木曜日）から3日（土曜日）までの3連休 1月4日（日曜日）は振替出勤日
春節	2月15日（日曜日）から23日（月曜日）までの9連休 2月14日（土曜日）と2月28日（土曜日）は振替出勤日

清明節	4月4日（土曜日）から6日（月曜日）の3連休
労働節	5月1日（金曜日）から5日（火曜日）までの5連休 5月9日（土曜日）は振替出勤日
端午節	6月19日（金曜日）から21日（日曜日）までの3連休
中秋節	9月25日（金曜日）から27日（日曜日）までの3連休 9月20日（日曜日）は振替出勤日
国慶節	10月1日（木曜日）から7日（水曜日）までの7連休 10月10日（土曜日）は振替出勤日

### 中国香港

元旦	1月1日（木）
春節（旧正月）	2月17日（火）～19日（木）
聖金曜日・耶穌受難節	4月3日（金）～4日（土）
清明節	4月5日（日）（6日は振替休日）
イースター・マンデー	4月6日（月）（7日は振替休日）
労働節	5月1日（金）
仏誕節	5月24日（日）（25日は振替休日）
端午節	6月19日（金）
香港特別行政区設立記念日	7月1日（水）
中秋節の翌日	9月26日（土）
国慶節	10月1日（木）
重陽節	10月18日（日）（19日は振替休日）
クリスマス	12月25日（金）
クリスマスの次の平日	12月26日（土）

## 中国マカオ

元旦	1月1日(木)
春節(旧正月)	2月17日(火)~19日(木)
耶穌受難節	4月3日(金)
復活祭前日	4月4日(土)
清明節	4月5日(日)
労働節	5月1日(金)
仏誕節	5月24日(日)
端午節	6月19日(金)
中秋節の翌日	9月26日(土)
国慶節	10月1日(木)2日(金)
中秋節翌日	10月7日(火)
重陽節	10月18日(日)
追思節	11月2日(月)
聖母マリア祭	12月8日(火)
マカオ特別行政区設立記念日	12月20日(日)
冬至	12月22日(火)
クリスマス前日	12月24日(木)
クリスマス	12月25日(金)

## 公務員の勤務免除日

旧歴の大晦日	2月16日(月)(午後休み)
大晦日	12月31日(木)(午後休み)

## 公務員の振替休日

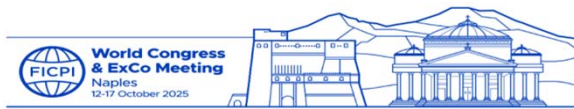
復活祭前日の振替休日	4月6日(月)
清明節の振替休日	4月7日(火)
仏誕節の振替休日	5月25日(月)
中秋節翌日の振替休日	9月28日(月)
重陽節の振替休日	10月19日(月)
マカオ特別行政区設立記念日の振替休日	12月21日(月)

## 中国台湾

1月1日(木)
2月16日(月)~20日(金)
2月27日(金)
4月3日(金)
4月6日(月)
5月1日(金)
6月19日(金)
9月25日(金)
9月28日(月)
10月9日(金)
10月26日(月)
12月25日(金)

## Panawell、2025年FICPI世界大会に参加

2025年10月12日から17日にかけて、FICPI（国際弁理士連盟）世界大会がイタリア・ナポリで開催された。当社からは、知的財産分野を担当するシニア弁護士の楊文泉氏と王勇氏が出席した。



楊弁護士と王弁護士は、会期中の多様な交流活動に積極的に参加し、世界各国からの弁理士と友好かつ深みのある意見交換を行った。また、実務現場の専門的な知見と成功事例を共有するとともに、当社の知的財産分野における包括的かつ専門的なワンストップ式の法律サービスについて紹介した。



FICPIは、独立した国際非政府組織であり、民間で活動する弁理士で構成されている。その目的は、世界の知的財産分野における最高の専門基準を向上させ、会員間の国際協力と交流を強化するとともに、知的財産分野に影響を与える国際的な法律や政策の策定に対して専門的かつ独立した意見を発信することにある。

北京泛華偉業知識産権代理有限公司  
〒10020北京朝陽区朝陽門外大街16号  
中国人寿ビル10階1002-1005室  
電話：86-10-8525 3778  
FAX：86-10-8525 3671  
Email：mail@panawell.com  
Website: www.panawell.com  
LinkedIn: Panawell & Partners



編集：王嵐、王珍珍、趙曉輝  
訳 審：金丹、王珍珍、趙亞芝  
レイアウト：董順順